平成２８年２月１０日

　　新城市長

　　　穂　積　亮　次　様

新城市市民自治会議

会　長　　　鈴　木　　誠

　　　新城市自治基本条例の運用について（答申）

　平成２７年７月２２日付け新市自１５・６・１にて諮問のありましたこのことについて、検討した結果を下記のとおり答申します。

記

* 条例第１４条（参加）について
  1. 平成２７年度は初めて「女性議会」が開催された。連続性をもって開催されること及び参加しやすい仕組みづくり並びに女性の意見を市政に反映させ活かすことを望む。個人としての女性の意見だけでなく、女性が所属する組織の意見も取り入れることができるよう取り組まれたい。

また、女性議会の議論から見えてくる生活上の障壁を自らの行動により解決しようとする女性のエネルギーを形にできるような行政の支援策も併せて考えられたい。

なお、将来的には「女性」と掲げなくとも、性別のバランスがとれた、市政に参加できる環境づくりの構築を望む。

* 1. 若者議会から「若者予算事業に関する答申書」で６つの事業が答申された。これらの事業は１３回の若者議会、及び延べ６０回の分科会において当初の方針を見直すなどを経て大いに議論が尽くされたものであり、積極的に事業化を検討されることを望む。

来年度は、既存の関係組織・事業との調整・活用を図り、初年度の検証とともに継続的な発展性を意識して取り組まれたい。

* 1. 「若者総合政策」については、若者が行動できる場や機会を設けられたことが分かる。このことを様々な媒体により周知が図られるよう、行政の積極的な姿勢が望まれる。

また、就労者も参加し易くなるよう、企業へ協力を働きかけることを望む。

　今後の事業継続に当たっては、若者の動向分析も検討されたい。

* 1. 「地域産業総合振興条例」について、地域事業者を始めとするまちづくりの構成者が協働連携しながら産業を生み育て、よりよい都市へ導こうとする「産業自治」の観点から、市民・事業者・市が自らの意思でそれぞれの役割を果たすとともに、お互いに協力し合うことで魅力あるまちを形成し、世代のリレーができる自立したまちづくりを進める基盤の形成を推進されることを望む。
* 条例第１５条（市民まちづくり集会）について

1. 「市民まちづくり集会」については、公募市民による実行委員会が１９回にわたる会議を重ね、市民による主体的な運営が行われた。市民・議会・行政が一堂に会する集会の趣旨を三者がそれぞれ尊重し、熟議の場となるよう不断の努力が望まれる。

　また、集会を阻害する行為等への対応について、運用・想定訓練を含め、企画段階から心掛けておくことが重要である。

* 条例第１７条（地域自治区の設置）について

1. 「地域自治区制度」については、１０の地域協議会において地域の課題に真摯に取り組み、地域活動交付金の審査、地域自治区予算の建議などその機能を果たすべく努めている。なお、地域活動交付金等で不採択になった申請者への説明はなされているが、制度の趣旨を伝えるなど、今後も十分な説明を行うことが重要である。

　また、今年度、地域づくりの先進地を地域協議会委員が視察する地域プランニング事業が実施された。視察後の意見交換において将来ビジョンを持った地域づくりの必要性についての意見が出るなど、住民意識の高まりが感じられる。こうした期待に応える行政の支援が望まれる。

* 条例第２２条（総合計画等）について

1. 「第二次新城市総合計画」について、自治基本条例第１４条に基づき、市民まちづくり集会などの意見を反映されるとともに、市民参加の機会を積極的に設け意見を取り込み、広い視野を持って策定に臨まれたい。

* 条例第２５条（条例の見直し）について

1. 公職選挙法の一部改正を参考にして、市民まちづくり集会の開催請求及び住民投票の実施請求並びに住民投票資格者要件を見直し、市民自治活動への若年層の参加を促進されるよう、「新城市自治基本条例」及び「新城市住民投票条例」の一部改正を望む。

以上により、自治基本条例の運用については、おおむね適正に施行されているものと総合的に判断する。